

「富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例」を制定しました

☎ 総務課 企画統計係 ☎62-9332 メール：kikakutoukei@town.fujimi.lg.jp

富士見町では、太陽光発電設備が災害の防止や良好な景観及び生活環境の保全を図り、適正に設置・維持管理・撤去されることで、地域と共生し、住民が安全で安心な生活を送ることを目的とした新たな条例を制定しました。

「富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例」の概要

【定義（第2条）】

- ・設置事業者：太陽光発電設備を設置又は土地を造成する者
 - ・運営事業者：太陽光発電設備の完成後、発電事業を行う者
 - ・特定発電事業：10キロワット以上の太陽光発電設備を設置するもの。
(建築物の屋根又は屋上に設置するものは除く)
- } **事業者**
- ・事業区域：発電事業として使用する区域
 - ・周辺住民：事業区域から50m以内
 - ・関係区：事業区域から100m以内

【事業者の責務（第3条）】

- ・事業者は、関係法令及び条例の遵守、災害の発生の防止、良好な景観、生活環境の保全のための必要な措置を講じる

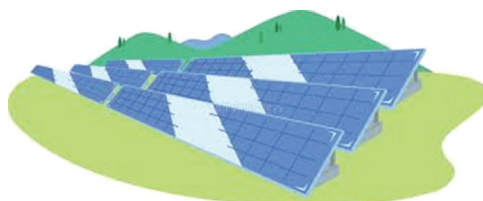
(遵守すべき基準)

- ①設置に伴う災害発生の防止に関する事項
- ②構造の安全性に関する事項
- ③事業区域及びその周辺地域における良好な景観の保全及び生活環境の保全に関する事項
- ④事業区域内の維持管理方法及び事業を廃止した後において行う措置に関する事項
- ⑤その他必要な事項

【禁止される区域（第5条）】

太陽光発電設備を設置できない区域

- ・急傾斜崩壊危険区域
- ・土砂災害特別警戒区域



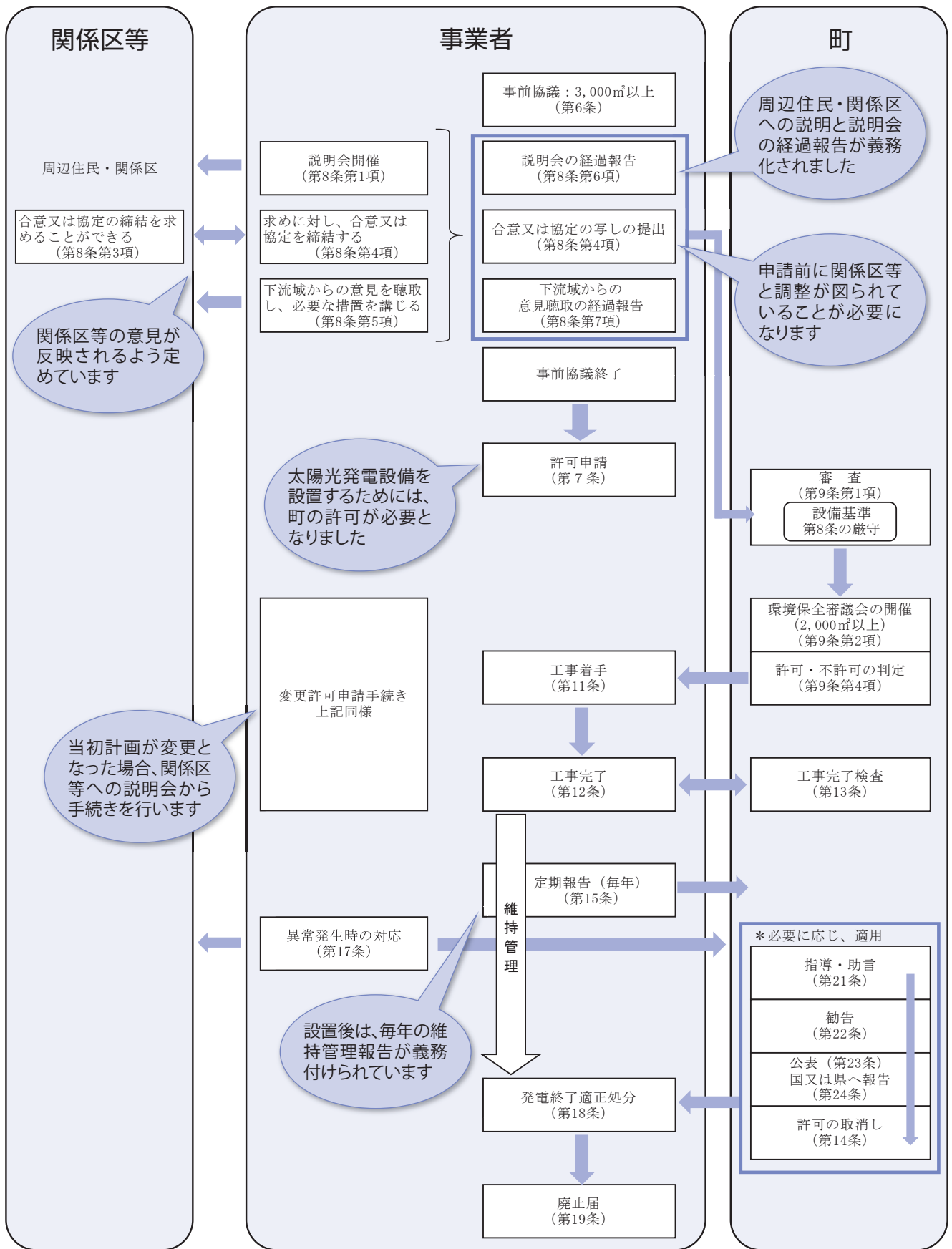
【新条例のポイント】 * 関係区等・事業者・町に関する規定から抜粋

- 関係区** 関係区は、事業者が示した計画に対し、「災害の防止」「良好な景観の保全」「生活環境の保全」に関して、合意又は協定の締結を求めることができる（第8条第3項）
- 事業者** 事業者は、特定発電事業の設置を計画する場合は、町長の許可が必要（第7条）
- 事業者** 事業者は、特定発電事業の計画を、周辺の住民の方や隣接する区・集落組合（関係区）に事前に説明し、理解が得られるよう努めること（第8条第2項）
- 事業者** 事業者は、関係区から8条3項の求めがあった場合は、関係区と合意又は協定を結ぶこと（第8条第4項）
- 事業者** 事業者は、事業区域から雨水等を下流河川等に放流する場合は、下流域の区・集落組合から意見を聴取し、必要に応じて、治水・利水対策を講じること（第8条第5項）
- 事業者** 許可に基づき設置された太陽光発電設備は、毎年、前年の維持管理の状況や撤去の方法や、その費用の確保の状況について、町長に報告すること（第15条）
- 町** 町長は、事業計画に従って事業が実施されていないと認めるときは、「指導及び助言」「勧告」「公表」「国又は県へ報告」することができる（第21条、22条、23条、24条）

この条例は、令和元年10月1日以降に着手する太陽光発電設備について、適用されます。

● 本条例に関する「関係区等」「事業者」「町」との関係及び手続きの流れ

町では、本条例に関する住民意見（パブリックコメント）を募集し、特定発電事業による発電出力や、地元説明会開催の義務化など、いただいたご意見を反映させながら、より住民の目線に立った条例の制定に努めました。



※詳細は町のホームページ (<http://www.town.fujimi.lg.jp/page/photovoltaic-jourei.html>) をご覧ください。